

意見書案第 9 号

福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し
大飯原発の再稼働中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成 26 年 6 月 18 日提出

提 出 者

向日市議会議員 松 山 幸 次
杉 谷 伸 夫

賛 成 者

向日市議会議員 和 田 広 茂
飛鳥井 佳 子

福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し
大飯原発の再稼働中止を求める意見書

原発の再稼働中止を求める世論は一層高まり、時事通信の5月の世論調査では「原発ゼロ」を求める声は、84.3%に達している。

このような中で、5月21日、福井地方裁判所（樋口英明裁判長）は、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである」と指摘し、「大飯原発から250キロ圏内の住民は、運転によって人格権が侵害される具体的な危険がある」と延べ、関西電力大飯原発3、4号機の運転再開の差し止めを命じた。

いま、原子力規制委員会による新基準に基づく原発審査が進められているが、原発の危険性の本質やそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになっており、審査が終わっても、原発の安全性が確保されるものではなく、そのことを明確にしたのが、今回の福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決である。

原発から約60～70キロメートルに居住する向日市民は、この判決の当事者である。

我々、向日市議会は、平成24年3月「大飯原発の再稼働中止を求める意見書」を全会一致で可決したが、ここに改めて、向日市民の生命と安全を守るため、今回の福井地方裁判所の判決を尊重し、大飯原発3、4号機の再稼働を中止することを、国に対し強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月18日

京都府向日市議会